

三島市中学校における部活動指導のガイドライン

平成 30 年 6 月
三島市教育委員会

1 趣旨

部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であり、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を強くするなど、学校教育が目指す資質・能力の育成に役立てることを活動のねらいとしています。そのため、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築し、保護者や地域の理解と協力を仰ぎ、社会教育施設や社会教育関係団体等との連携のもと、生徒の自主性を尊重した活動が行われるよう配慮することが必要です。

指導については、生徒とコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を目指し、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進が国や県のガイドラインでも求められています。

三島市教育委員会では、本来の目的を達しつつ、効率的・効果的な部活動が実施されることを目指して本ガイドラインを作成しました。

2 活動について

(1) 活動日と休養日

ア 原則として毎週木曜日、土・日曜日のどちらか1日を休養日とする。

※大会・コンクール等で休日すべてを活動した場合、休養日を翌週の平日の木曜日以外の日に必ず確保する。

イ 長期休業中は、その意義を踏まえ、以下の通りとする。

・夏季休業中：上限 14 日以内の活動とし、一定期間活動を行わない期間を設定する。

・冬季休業中：年末年始の休業中（12 月 29 日～1 月 3 日）は活動を行わないものとする。

(2) 活動時間

ア 平日の活動時間は、2 時間程度とする。

イ 休日の活動時間は、3 時間程度とする。

※公式試合、練習試合の場合には無理のない日程を組んで活動する。

ウ 長期休業中の活動時間は 3 時間程度とする。

(3) 練習試合、大会等への参加について

ア 練習試合、大会・コンクール等への参加は、生徒の発育発達からみて、無理のない範囲とする。

イ 実施にあたっては、事前に学校長の承認を得る。